

唐津市制度融資のご案内

唐津市では、中小企業者の経営の合理化、安定化を図るための融資制度を設けています。

利用できる中小企業者

次のすべての要件を満たしている中小企業者が対象です。

- ① 市内に事業所を有する法人または個人、もしくは市内に住所を有する個人であって、同一事業を1年以上継続していること。
- ② 市町村税を完納していること。

貸付条件等

◎ 資金用途	運転資金、設備資金
◎ 貸付限度額	1,000万円以内→ 1,500万円以内 2口まで→ 3口まで （3口合計で1,500万円が上限です）
◎ 貸付期間	10年以内（据置期間1年以内→ 2年以内 ）
※令和7年3月31日までの拡充措置です。	
◎ 貸付利率	年 1.3%
◎ 信用保証料	保証料は市が全額負担します （ただし、経営者保証を提供しないことに係る保証料の上乗せ分を除く）
◎ 担保及び保証人	担保は原則不要です。 保証人は佐賀県信用保証協会の定めるところによります。

取扱金融機関・申込先

次の各金融機関の市内にある本店・支店で取り扱います。

⇒ 佐賀銀行、唐津信用金庫、佐賀共栄銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、十八親和銀行

問い合わせ先

取扱金融機関

※融資実行にあたっては金融機関・佐賀県信用保証協会の審査がありますので、ご了承ください。

※商工会議所・商工会では、経営・金融面等の相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。